

# 電子申請「写真で申請」 保育施設入所（園）4月申込 Q&A ①

Q1：写真データを送付すれば良いとのことですが、どのように送ればいいですか？

A1：桑名市LINE公式アカウント

「子ども子育て」→「令和7年度4月保育施設入所」→「写真で申請」を選択→フォームに沿って、写真データを送付ください！

※ 必ずフォームに沿って写真データを送付してください。LINEトーク画面への投稿は無効となりますのでご注意ください！！

Q2：なぜフォーム入力に変わったのですか？

A2：操作性及びセキュリティへの配慮から、フォーム入力へ変更しました。

Q3：LINEにて提出することのメリットは何ですか？

A3：従来どおり申請書類の記入・押印は必要ですが、外出することなく自宅から提出することができます。

Q4：母がダブルワークをしており就労証明書を2枚用意しました。フォーム上に添付は可能でしょうか？

A4：可能です。就労証明書1枚目を添付した後、「追加添付書類はありますか？」という設問が出ますので「はい」を選択してください。就労証明書2枚目を添付できるメニューが表示されますので投稿してください。

Q5：提出書式をホームページよりダウンロードし、Word形式で作成したがフォームに投稿できますか？

A5：申し訳ありませんが投稿できる形式はJPEG形式等、画像ファイルのみとなっております。WordやPDF形式は投稿できませんのでご注意ください。

Q6：「写真で申請」を活用して書類を提出する場合、書類への押印は必要ですか？

A6：桑名市は令和2年11月1日より、自署等により提出者の意思が確認できる書類の押印を廃止していますが、「C.保育の必要性を確認する書類等」など第三者の意思に基づき作成されたものは、押印が必要となります。※就労証明書については、押印は必要ありません。

Q7：フォームの設問を全て終えて、回答送信を行ったところ、相当時間がかかりますが故障でしょうか？

A7：故障ではありません。回答の送信は添付ファイルの容量に応じて相当の時間がかかります。Wi-fi環境があるところでは多少時間は短縮されますが、概ね児童一人の申込につき5分程度はアップロードに時間を要しますので、「受付番号」が発行されるまでしばらくお待ちください。

Q8：回答は24時間いつでも受け付けてもらえますか？

A8：9月2日8時30分～9月30日17時までの間の受付期間内は24時間受付可能です。

## 電子申請「写真で申請」 保育施設入所（園）4月申込 Q&A ②

Q9：オンラインで書類を提出する場合、書類へのマイナンバーの記載は必要ですか？

A9：漏洩防止の観点から、様式①（P9～10 桑名市施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書）へのマイナンバー記載は省略してください（書かないでください）。なお、事務手続き上、マイナンバーが必要となった場合※は、こちらからご連絡させていただきます。

※ 一度も桑名市に住民票を置いたことがない方や、桑名市への転入者等が対象

Q10：「写真で申請」で提出した書類を保存しておく必要はありますか？

A10：写真が不鮮明等の理由でもう一度送付をお願いする場合があるため、一定期間は保存してください。二次募集の参考資料としても活用できますので、今年度中は保存していただくことを推奨します。

Q11：書類をオンラインで提出した場合と、来庁にて提出した場合で、入所選考における基準に差が出る（点数など）ことはありますか？

A11：提出方法の違いが入所選考の基準に影響することはありません。なお、受付は先着順ではありません。

Q12：面接の有無や、オンラインで面談した場合と、来庁して面談した場合で、入所選考における基準に差が出る（点数など）ことはありますか？

A12：面接の有無や方法の違いが、入所選考の基準に影響することはありません。

Q13：オンラインで書類を提出した後に、不備（書類の添付漏れや、内容の修正等）があることに気づいたのですが、どうしたらよろしいですか？

A13：不備がある旨を幼保支援課に連絡してください。「追加（修正）資料送付」の報告フォームを送付させていただきます。（TEL：0594-24-1284 mail：hoikushienm@city.kuwana.lg.jp）

Q14：オンラインにて提出しようとしたが上手くいきませんが、何か原因はありますか？

A14：お使いの携帯電話の通信環境（通信制限がかかっている等）の問題等が考えられますが、機器の不具合に起因する問題については、こちらではお答えしかねます。